

件 名	県立学校管理規則の一部改正について
提案理由	第三期県立高等学校再編計画に基づき、特色ある学校の設置に伴い、所要の改正を行うもの。

県立学校管理規則の一部改正について

高校教育課

1 改正の趣旨

第三期県立高等学校再編計画に基づき、特色ある学校の設置に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 栃木県立宇都宮東中等教育学校の設置に伴い、関連条項に中等教育学校等を追加する改正を行う。
- (2) ① 栃木県立宇都宮東高等学校を単位制とする改正を行う。
② 栃木県立佐野高等学校を単位制とする改正を行う。
③ 栃木県立矢板東高等学校を単位制とする改正を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第 号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u>（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。</p> <p>(生徒及び幼児定員)</p> <p>第4条 中学校、高等学校、<u>中等教育学校</u>及び特別支援学校の高等部の生徒並びに特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚部」という。）の幼児の定員については、別に定める。</p> <p>(単位の取得の認定)</p> <p>第13条 <u>高等学校、中等教育学校</u>の後期課程及び特別支援学校の高等部（以下「<u>高等学校等</u>」という。）の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び総合的な探究の時間（次項及び第3項において「科目等」という。）の成績を評価して、校長が行う。</p> <p>2～4 略</p> <p>(卒業又は修了の認定)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>2</u> 校長（<u>中等教育学校の校長に限る。</u>）は、<u>前期課程の所定の教育課程を修了した者について前期課程の修了を認定する。</u></p> <p><u>3</u> 校長は、<u>卒業又は修了を認定した者に対しては、別記様式4による卒業証書又は修了証書を授与するものとする。</u></p> <p>(中学校又は中等教育学校の入学志願の資格)</p> <p>第14条の2 <u>中学校又は中等教育学校</u>に入学志願をすることのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校</u>_____及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。</p> <p>(生徒及び幼児定員)</p> <p>第4条 中学校、高等学校_____及び特別支援学校の高等部の生徒並びに特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚部」という。）の幼児の定員については、別に定める。</p> <p>(単位の取得の認定)</p> <p>第13条 <u>高等学校</u>_____及び特別支援学校の高等部（以下「<u>高等学校</u>」という。）の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び総合的な探究の時間（次項及び第3項において「科目等」という。）の成績を評価して、校長が行う。</p> <p>2～4 略</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>2</u> 校長は、<u>卒業</u>_____を認定した者に対しては、別記様式4による卒業証書又は修了証書を授与するものとする。</p> <p>(中学校入学志願の資格)</p> <p>第14条の2 <u>中学校</u>_____に入学志願をすることのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>2 略</p>

(高等学校又は特別支援学校の高等部の入学志願の資格)

第15条 高等学校又は特別支援学校の高等部（専攻科課程を除く。）に入学志願をすることのできる者は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) その他高等学校又は特別支援学校の高等部において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

2 特別支援学校の高等部（専攻科課程に限る。）に入学志願をすることのできる者は、高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者とする。

(幼稚部の入学志願の資格)

第15条の4 略

(募集等の手続)

第16条 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部の生徒並びに幼稚部の幼児の募集、選考、選抜及び入学志願の手続等については、別に定める。

(編入学)

第17条 高等学校の全日制の課程又は中等教育学校の後期課程に編入学を志願する者に対しては、校長は、当該学年に欠員があり、かつ、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り許可することができる。

2 略

(転学、転籍)

第19条 他の高等学校等又は課程に転学又は転籍を志望する者は、保護者等と連署の上校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 他の高等学校等又は課程から転学又は転籍を志望する者に対しては、校長は、教育上支障がない場合には、その者が履修した単位に応じてこれを許可することができる。

(在学保証書等書類の提出)

第20条 中学校に入学を許可された者、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部に入学又は転学を許可された者及び幼稚部に入学を許可された者は、学校所定の書類を校長に提出しなければならない。

2 略

(高等学校入学志願の資格)

第15条 高等学校（専攻科課程を除く。）に入学志願をすることのできる者は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

2 高等学校の専攻科課程に入学志願をすることのできる者は、高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者とする。

(幼稚部入学志願の資格)

第15条の4 略

(募集等の手続)

第16条 中学校及び高等学校の生徒並びに幼稚部の幼児の募集、選考、選抜及び入学志願の手続等については、別に定める。

(編入学)

第17条 高等学校の全日制の課程に編入学を志願する者に対しては、校長は、当該学年に欠員があり、かつ、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り許可することができる。

2 略

(転学、転籍)

第19条 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、保護者等と連署の上校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 他の高等学校又は課程から転学又は転籍を志望する者に対しては、校長は、教育上支障がない場合には、その者が履修した単位に応じてこれを許可することができる。

(在学保証書等書類の提出)

第20条 中学校に入学を許可された者、高等学校に入学又は転学を許可された者及び幼稚部に入学を許可された者は、学校所定の書類を校長に提出しなければならない。

2 略

ハ 中等教育学校前期課程

修了証書	
氏	名
	生年月日
中等教育学校の前期課程を修了したことを証する。	
年	月
	日
栃木県立 学校長 氏	
	名印
第	号

備考 用紙の大きさは、縦三十三センチメートル以内、横四十八センチメートル以内とする。

ニ 中等教育学校後期課程

卒業証書	
氏	名
	生年月日
中等教育学校を卒業したことを証する。	
年	月
	日
栃木県立 学校長 氏	
	名印
第	号

備考 用紙の大きさは、縦三十三センチメートル以内、横四十八センチメートル以内とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(高校教育課)